

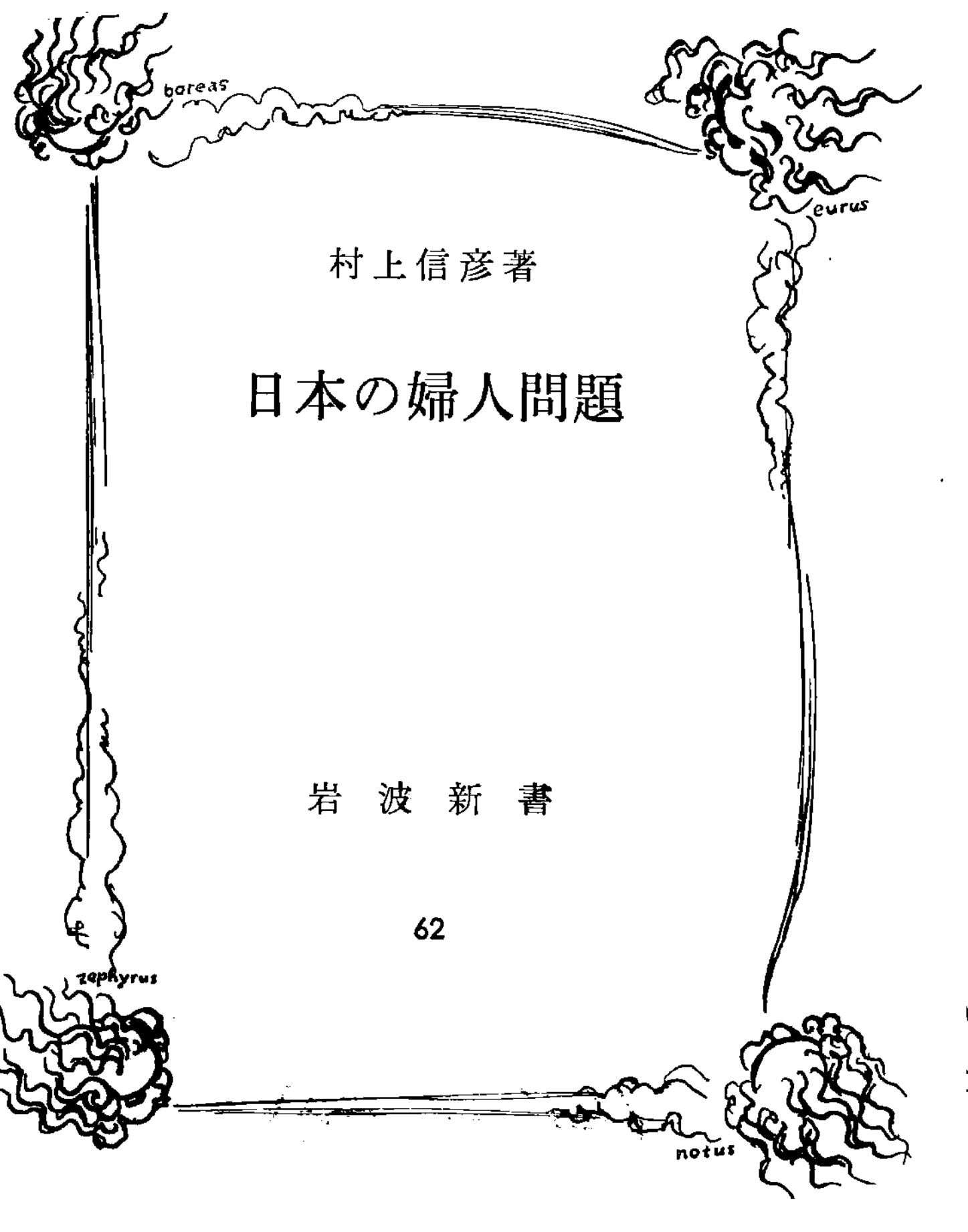
村上信彦著

日本の婦人問題



岩波新書

62



村上信彦著

日本の婦人問題

岩波新書

62

村上信彦

1909年東京下谷に生まれる

早稲田第一高等学院中退

専攻一日本女性史，服装史

著書一「服装の歴史」「明治女性史」

「女について」「高群逸枝と柳田国男」

「黒助の日記」

日本の婦人問題

(岩波新書)黄版 62

1978年10月20日 第1刷発行 ©

¥ 320

著 者 むら村 かみ上 のぶ信 ひこ彦

発行者 緑 川 亨

〒101 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

発行所 株式岩波書店

電話 03-265-4111

振替 東京 6-26240

印刷・精興社 製本・田中製本

落丁本・乱丁本はお取替いたします

目次

I	日本の婦人問題の性格	一
1	根づよく生きている家制度	二
2	生活のなかからの要求	八
II	新しい女とふるい法律	二五
1	『青鞥』と雑誌ジャーナリズム	二六
2	三つの姦通事件	三六
III	職業問題	五七
1	増加する職業婦人	五八
2	就職難と生活問題	五九

3	働く悩みと自立への展望	二六
IV	廃娼運動の教えるもの	二七
1	婦人矯風会の活動	二八
2	自由廃業	二九
V	社会運動	三〇
1	婦人参政権	三一
2	社会主義者と婦人問題	三二
3	婦人労働運動	三三
VI	戦時の婦人労働	三四
1	あたらしい評価の必要	三五
2	社会奉仕の積極的意義	三六

VII	戦後の課題二、三……………	一五九
1	バス企業における人権問題……………	一八〇
2	男女の差別と組合の体質……………	一八
3	農村の嫁飢饉とその背景……………	一九七
	あとがき……………	二二

I 日本の婦人問題の性格



明治の女性のたしなみ、裁縫をならう

1 根づよく生きている家制度

『不如帰』 の悲劇

明治三十二年に徳富蘆花は『不如帰』というモデル小説で婦人問題をあつかった。

これは海軍士官川島武男と結婚した浪子が結核にかかったために両家の親の談合で夫婦の仲を引き裂かれる悲劇であるが、モデルとなった浪子の父は海軍大臣大山巖、母は明治四年にアメリカに渡った女子留学生のひとり山川捨松、夫の武男は子爵の三島弥太郎で父は警視総監であり鬼島令としても有名だった三島通庸である。いずれも当代一流のブルジョアであった。ところがこの小説は空前のベストセラーとなって毎年増刷をつづけ、映画や新派の舞台にいくたびも翻案され、数十万庶民の子女の涙を絞った。つまり、ブルジョア家庭の悲劇をえがいた小説に共感し感動したのはけっして一部のブルジョア女性だけでなく、働く女性をふくめた広範な階層におよんでいた。これは典型的なブルジョア家庭の女の不幸が、身分階層を問わず日本の家庭にひろく存在していたということ、だからこそ彼女たちは身分や階級を越えてその悲劇をわが身に引きつけリアルに感ずることができたのである。これは注目し

なければならぬ重要な点であつて、日本の婦人問題の核心が当時の女を一般にひろく支配していた封建的な家制度にあったことを示している。

家のなかで生きてゐる女

明治三十七年一月三十一日付の『週刊平民新聞』は、大阪市役所が戸籍部に女子を採用したことを非難した投書を掲載した。それは結局、夫が女房に職を奪われる結果になるからというのであつた。その二カ月前のおなじ紙上にも「砲兵工廠と女工」と題して、「廉価の女工は遂々男工の業を奪はんとし妻と娘が僅少の賃金を得るの時は其父と良人の業を失ふて飢るの時也憐れむべき哉」と報じている。

『平民新聞』といへば社会主義者の新聞である。それが女の職業進出をこのようにしか理解できなかったのは興味ふかいが、いまそれには触れないことにしよう。ただ注意したいのは、この場合にかれらが女をどのような目で眺めているかである。

この時点より三十年も前にフランスでは、女がズボンをはく服装改革運動がブルームリズムの名の下に行なわれ、それに対して反動的な『シャリヴァリ』誌が「ズボンをはいた女は男の職場にも入ってゆくだろう」と諷刺してはげしく攻撃した。女の職業進出にたいする反発としてはまさに『平民新聞』とおなじ立場に立つものだが、この場合の女は言うまでもなく社会的な女を代表している。職業を争う独立的な男にたいする独立的な女である。ところが『平民新

『聞』の女は、夫にたいする妻であり、あるいは娘であって、あくまでも家のなかで生きている女であった。これがヨーロッパと日本との相違である。そしてこの相違は女が職業につく以前にすでに市民的自由をどれだけもっているかという問題に結びつくのである。服装改革運動を開始したフランスの女たちはまだ職業らしい職業を持っていなかった。だがアメリカからもたらされたブルームリズムと自国に生れたサン・シモニズムの思想に共鳴すると、ただちに手を取って立ち上り、具体的な行動を起し、反動的な世論の嘲笑や脅迫や弾圧に抵抗した。こうした市民的連帯や社会的な行動力は十九世紀のアメリカやヨーロッパの女性の特徴となっている。ところが日本の女はそうでなかった。彼女たちはすべて、娘か、妻か、母親かであって、個人の独立した女ではなかった。それぞれの家につながれて、外界からは完全に切りはなされていった。少くとも『平民新聞』が指摘した明治三十七年の時点において、ごく一般的に言うならば、社会的に独立した日本の女は存在しなかった。

一夫多妻を認 めていた政府

家制度がこれほど永くつづいた理由の一つとして考えられるのは、明治政府が確立したのちでも過去の一夫多妻と封建的な夫権がそのまま残されていたことである。明治三年公布の新律綱領では、妻と妾はともに二等親で、戸籍に併記することができた。これは複数の妻を国家が承認していたことになる。またその人命律では

「凡妻妾人ニ姦通スルニ、本夫姦所ニテ姦夫姦婦ヲ獲テ即時ニ殺ス者ハ、論ズルコト勿レ」と規定し、妻や妾の姦通の現場をみつけたら夫は殺害しても罪に問われなかった。文明開化の世の中に公然と人殺しをしても無罪だというのは夫権の絶対的優越のためである。さらに妾の名が戸籍面から姿を消すのはようやく旧刑法施行の明治十五年になってからだが、これも不平等条約を廃止するためには二重結婚という外交的批難を避けなければならなかったのでやむをえざる行なったようなもので、倫理的反省から行なわれたものではなかった。だから一夫多妻の廃止はタテマエにすぎず、その後も蓄妾は公然と行なわれ、強大な夫権もそのまま維持された。

公娼制を支えていた家父長権

この家制度と家父長権のつよさを端的にものがたるものとして、公娼制がある。公娼制とは言うまでもなく、金で身体を買われた女たちを集めて性の切り売りをさせることを政府が公然と認め、鑑札を出し税金を取って営業として許可した制度であって、古くは室町時代に発生し江戸時代に発達し、明治にいたって全盛をきわめるにいたった。ひとたび娼妓となればもはや自由の日は一日もなく、青春の夢は思い出にすぎない。夜ごと見知らぬ男に抱かれて性の泥沼をのたうちまわらねばならない。しかもほとんどの場合、前借金は減るところか増すのみである。こうした不幸や苦海の苦労を世間の人々は知っていた。だから、身を売る、娼妓になるというのは恐ろしいことであった。もちろん

それにはひどい貧乏ということもある。だがいかに貧乏であっても、親が子の身体を売るということは、少くとも現在の私たちには納得しがたいことである。

そこで廃娼連盟の廓清会と婦人矯風会は、松宮一也、橋本成之の両氏に山形県最上郡西小国村の娘の身売り調査を依頼した。なぜここを選んだかといえば最上郡は県内の十四の都市郡のなかで娼妓数が最高であり、そのなかでも西小国村が最高だからである。県外出稼者数三九七人のうち、女は一六二人で四一%、その女のうち娼妓、酌婦、芸妓、料理店女中は一〇九人で六七・三%を占めるが、娼妓は五三人で第一位である。これを同村居住の十五歳から二十五歳までの女子四一七人に比すれば約一三%となる。しかも娼妓の登録は十八歳以上だから、実際はこの数字よりも高いと見なければならぬ。

調査の結果としてわかったことは、貧困や教育程度の低いこと、貞操感の乏しいこと、周旋屋の横行などもあったが、とくに家父長権の問題があげられている。

「多数の生産力なき女性のいる所へ、えて男性の暴威が有り勝ちである。この地方の男性たる父親が、伝統的家族制度に於ける家長の権威を振り廻して娘を売り飛ばす位は平気であろう。却って娼妓となって家を一時の困窮から救ったことは『孝行娘』として賞讃せられるのである。たとえば娘の身代金に対する附加税云々の問題が起って、県参事会の問題にまでなったのであ

るが、これについては無意識の中にも娘を売る、即ち代金は正常の物資売買形式による所持金でふ考が村の重立った人々の頭の中にあることは、心理的にも『意識—運動』活動となつて、娘を売るような結果となるのである⁽¹⁾」

つまり家長である父親は、家父長権の強大さを十分に意識するとともに、家族の一員である娘を自己の意のままに支配できる一箇のモノとしてとらえるようになる。そしてこれが蓄じてくると、娘の肉体を金銭化するにも抵抗を感じないようになるのである。そこにはおそらくこれまで育ててきたことにたいする償いまたは代償の心理がある。それに利息をつけて——儲けさせて——父親に支払うことが親孝行として受けとられる。娘の売買を物品の売買のように扱った村の人たちの態度からも、家父長権がいかに一般的につよく、親子の自然な人間関係をゆがめていたかがわかるのである。

異常な後進性

このように、身分階級を問わぬ家庭悲劇の共通性という点からも、女という言葉の背景に社会性を欠いていることからみても、一夫多妻がいぜんとして跡をひいていくことや公娼制維持に家父長権が役立っていることなどを考えても、日本とアメリカやヨーロッパとの相違はあまりに大きい。日本の場合に目につくのは何よりも異常な後進性である。それも男女間の露骨で暴力的な支配関係をしめしており、それが日本の婦人問題の特

徴となっている。したがって欧米諸国のブルジョア・デモクラシーは、日本の場合にはあてはまらない。そのために婦人解放のコースも欧米流の直輸入というわけにはいかないのである。

(1) 松宮一也・橋本成之『農村疲弊と子女売買問題』(廓清会・婦人矯風会＝廃娼連盟)

2 生活のなかからの要求

文明開化期の婦人論

明治政府が成立していわゆる文明開化期がはじまったとき、有能な知識人は旧制打破とあたらしい文物移入のためにたたかったが、その代表的なものの一つに『明六雑誌』があった。これは明治六年に結社した明六社の機関誌で、さまざまな問題を扱っているが、そのなかにいくつかの婦人問題もふくまれている。たとえば森有礼の「妻妾論」はその代表的なものである。彼がこれを書いた当時はまだ妾は妻とらんで戸籍に併記された時代だから後のような区別はできない。「媒ヲ用ヒテ婚スル者ヲ夫婦ト称シ、其ノ婦ヲ妻ト目ス。媒ヲ用ヒズシテ婚スル者ヲ妾ト名ヅク」と言って、どちらも婚姻扱いしている。しかし実態は妻妾同居は禽獣生活のようなもので、このような状態がつづけば正しい婚姻法は行なわれず、わが国の今後は成り立たないだろうと森は警告する。そして将来の婚姻法を設け

るための参考として、有名な婚姻律案十条を発表するのである。

これに対して阪谷素は「妾説の疑」で森説を批判する。妾の問題は古来からあるのだからただ外国の風習から禁じてダメで、禁ずるよりも教化すべきである。それには決して急いではない。大臣華族以下嚴に法を立て、一妾に限ることにする。但し天子は皇族を盛んにしなければならぬから別格で、何人でも認めなければならぬ、という珍説である。

福沢諭吉の「男女同数論」は、世の中は男女ほぼ同数だから、むづかしい話はぬきにしてソロバン勘定でも男一人女一人が成り立つはず、男一人に妾何人は不都合の計算となる。まずこれを同権の初歩としてその他の議論は学問の上達するまで待つがよい。それでも時期尚早だといふのなら、妾をもつことも芸者を買うことも認めよう。ただ内証にしてこっそりやるがよい。人に隠すのは恥るの初めだから、というのである。

およそこのような意見をめぐって議論がたたかわされている。それは当時の選りぬきのエリートの知的快樂のようにみえる。文明開化期の上げ潮どきにかれらはあらゆる問題に関心を持ち、啓蒙的役割を果そうとつとめたが、閉鎖的な女の生活は当然注意をひかずにはいなかった。だからあるものは女の服飾を批判し（阪谷素「女飾ノ疑」）、あるものは売淫の攻撃（津田真道「娼婦論」）にまで及んでいる。だが彼等が一樣に女の問題を取り上げているのは、彼等が打ち

倒そうとしている日本のふるい生活のなかに女の問題がふくまれているからであって、女自身の生活の要求を代表するものではなかった。妾説にしても男女同数論にしても、その議論は男の立場で、男の論理で語られている。森有礼の婚姻律案十条は彼の思想のあたらしさを示すものとして知られているが、「今又茲ニ外国ニ行ハル、処ノ婚姻法ヲ略参考シテ」とあるように、これは先進国の民法の紹介であった。

明治八年、森有礼は広瀬つねとの結婚にこの婚姻律案の具体化ともいうべき契約書を作成し、福沢諭吉を証人に立て、築地の精養軒で披露して評判になったが、じつは彼には古市静子という婚約者があったのを一方的に破棄してこの結婚を成立させたのであった。これは婚姻律案第七条の「婚姻既ニ整タルモ……他人へ親密シテ情ヲ通ズル」場合に相応し、明らかに森は自分の言っていることを裏切っていることになる。また『学問のすゝめ』や『日本婦人論』を著して女の旧弊打破を唱えた福沢諭吉の私生活はどうかといえば、息子はアメリカへ留学させるほど教育熱心だったが、娘たちは初歩的な読み書きを習った程度で女学校へも通わせてもらえず、ことに四女は学校教育を全く受けないという有様だった。彼女の結婚の際にも本人の意志はあまり認められなかったとのことである。だとすれば福沢の女子教育にたいする理想は現実の裏づけのない空論だということになりかねないであろう。

民権運動期
の婦人論

文明開化期の婦人論が旧制打破の風潮から生れたもので、現実性を伴わない進歩性をもっていたとすれば、民権運動期の女権の拡張論は、民権のなかに女もふくまれているという論理の必然から生れたものである。その思想の根拠もわが国の社会的現実から生れたものでなく、ミルやスペンサーやルソーの著作、フランス革命やイギリス立憲制などの知識から触発されたものであった。説くところはいかに急進的でも実際の体験と結びついていない。だから議論は抽象的で、血が通っていない。さらに注目しなければならぬのは、かれらが語っていることと実生活との矛盾である。『文明論女大学』を著して、ミルの立場から女性解放を主張していた土居光華は、札つきの遊蕩児で、金で女を買うことは自由だと公言していた。無産者の不幸に悲憤し、「二葉女史の『にぎり江』」などの評論で娼妓の悲惨を訴えた田岡嶺雲は、その一方では金さえあれば遊廓に入り浸った。ことに民権家植木枝盛のごときは、絶えず女の解放を口にし、廢娼論まで唱えながら、遊蕩をつづけて恥じるところがない。こうしたことはまさにジーキルとハイドの二重性格を思わせる思想の頽廢だが、なぜそのようなことが起ったかといえ、女の不幸を語りながら痛覺を欠いていたからである。かれらはそれを自己の問題に引きつけて考えることができなかった。公娼廢止を主張するおなじ人間が金で女を買って怪しまない。この不感症はおどろくほどあざやかに思想と生活の分裂を